

「千葉県公共事業景観形成指針」の構成

1 指針の目的

本県の持つ豊かな自然、歴史、文化などの地域特性を活かし、美しく魅力ある地域の景観形成の先導的な役割を果たしていくため、公共事業を実施するに当たり、良好な景観の形成のために配慮すべき基本的な考え方を示す。

2 適用の範囲

県が実施する公共事業について適用

適用の除外

国、市町村又は公共的団体に対しての趣旨の周知

3 基本的な考え方

安全性、機能性、経済性などとあわせて、景観に配慮

地域の自然、歴史、文化などの景観特性に配慮

見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成

市町村が実施する景観施策への配慮、連携

国が策定している景観形成ガイドライン等の活用

4 各段階において配慮すべき事項

4 - 1 調査・構想・設計段階

事業区域における景観特性及び関連計画等の把握

施設の配置、規模、形状、材料、色彩等の周辺景観との調和に配慮

地形の改変を抑えた現況地形の活用

良好な景観を形成している樹木や樹林の保全、緑の空間の創出

4 - 2 施工段階

良好な景観の形成のための方針の継承

工事中の景観への配慮

4 - 3 維持管理段階

適切な維持管理

5 推進方策

職員の良好な景観の形成に対する意識の高揚

推進体制の整備